

2025 年 2 月 28 日

東京都千代田区平河町一丁目 6 番 4 号
株式会社アイエスアイ
代表取締役 佐藤 通洋

資金移動業の廃止の公告

当社は、2025 年 3 月 31 日をもって資金移動業を廃止することといたしました。
資金決済に関する法律第 61 条第 5 項に規定する為替取引に関し負担する債務の履行の完了の方法につきましては、下記の通りといたします。

1. サービス終了時点の残高は、2025 年 4 月 4 日までに原則として登録いただいている出金口座もしくは直近で入金いただいた銀行口座へ当社より返金いたします。振込における手数料は当社が負担いたします。
2. 別途ご指定の口座へ入金を希望の方は、当社の専用フォームよりご申請をお願いいたします。

以上、資金決済に関する法律第 61 条第 3 項の規定により公告いたします。